

東京都北区多文化共生推進検討会設置要綱

5 北 総 総 第 1 8 1 6 号
令和5年5月22日区長決裁

(設置)

第1条 北区多文化共生指針（平成30年8月30日区長決裁。以下「指針」という。）の評価及び改定を行うため、東京都北区多文化共生推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、区長の諮問に応じ、指針の評価及び改定に関し必要な事項を検討し、答申する。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- 一 学識経験者 2人程度
- 二 区内各種団体構成員 6人程度
- 三 公募による区民 2人程度

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から検討会が第2条の規定による答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 検討会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができます。

(委員以外の者の出席)

第7条 検討会は、検討のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月22日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。